

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年7月15日
【四半期会計期間】 第79期第1四半期(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)
【会社名】 株式会社さいか屋
【英訳名】 SAIKAYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三
【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区小川町1番地
【電話番号】 044(211)3111(大代表)
【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 藤根 剛
【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市川崎区小川町8番地
【電話番号】 044(211)3157
【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 足立 進
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第78期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第79期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第78期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 5月31日	自平成22年 3月1日 至平成22年 5月31日	自平成21年 3月1日 至平成22年 2月28日
売上高(千円)	14,815,247	13,471,599	57,146,036
経常利益又は経常損失() (千円)	173,480	213,914	199,910
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	480,765	7,188,529	10,633,004
純資産額(千円)	3,831,459	1,465,136	6,449,190
総資産額(千円)	43,622,985	28,194,801	33,392,076
1株当たり純資産額(円)	117.32	23.17	202.89
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失()金額(円)	14.94	228.07	331.66
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	157.77	-
自己資本比率(%)	8.65	5.20	19.33
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	895,943	1,095,145	1,024,845
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,749,807	7,676,973	2,280,738
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,024,864	7,524,175	4,846,414
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	1,944,023	2,694,609	1,574,192
従業員数(人)	644	380	573

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第78期第1四半期連結累計(会計)期間及び第78期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社における異動は「3. 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動は次のとおりであります。

（その他の関係会社）

当社のその他の関係会社に該当しておりました雑賀屋不動産株式会社は、当社株式の一部を売却した結果、その他の関係会社ではなくなりました。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数（人）	380	(701)
---------	-----	-------

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員で外書に記載しております。

2．従業員数が当第1四半期連結会計期間において193人減少したのは、主に百貨店業の経営の合理化による川崎店の大型テナントの誘致及び横須賀店大通り館の閉館に伴う希望退職者募集によるものであります。

（2）提出会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数（人）	343	(649)
---------	-----	-------

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書に記載しております。

2．従業員数が当第1四半期会計期間において183人減少いたしましたのは、主に百貨店業の経営の合理化による川崎店の大型テナントの誘致及び横須賀店大通り館の閉館に伴う希望退職者募集によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 当社グループにおいては、百貨店業、金融業の2事業を行っており、生産及び受注については該当事項はありません。

(2) 販売の状況

当第1四半期連結会計期間における販売の状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	13,469,129	92.9
金融業	2,470	26.5
合計	13,471,599	92.8

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において債務超過となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。当社グループは、当該状況を解消すべく、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)業績の概況」に記載のとおり、当該状況を解消するための具体的な対応策の実施により、平成22年3月末において債務超過を解消しております。当第1四半期連結会計期間において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日~平成22年5月31日)におけるわが国経済は、世界的な金融不安による急激な景気悪化に歯止めがかかりつつあるものの、雇用情勢が未だ回復しておらず、個人消費は依然低迷しており、景気は不透明な状況が続いております。

百貨店業界におきましても、他業態との競争激化に加え、生活防衛意識の高まり等の影響により売上高の減少が続いております。

このような状況の下、当社グループの百貨店業では、平成22年2月1日に全お取引金融機関の皆様の同意により事業再生計画案についてご承認をいただき、事業再生ADR手続が成立し、当第1四半期連結会計期間に入り、川崎店等の売却・引渡を実行し売却益4,212百万円が実現したほか、平成22年3月26日及び3月31日付でお取引7金融機関から2,640百万円の債務免除及びお取引1金融機関から741百万円の債務の株式化の実行を受け、これにより債務超過を解消しております。

また、横須賀店大通り館を平成22年5月11日に閉館し、1館体制にすることや、平成22年5月28日に川崎店4階に大型テナントの紳士服のサカゼンを導入するなどに合わせて、希望退職等により185名の人員削減を図り、徹底したローコストオペレーションを実行に移しております。

中核となる百貨店の販売戦略においては、「食料品部門の強化」「ITを活用した販売等の強化」等を実行に移すため、全社を束ねるそれぞれの営業企画部門を本社に設置し、新しい企画の実行を効率的かつ迅速に実行しております。更に、「外商機能についての見直し」を図り、お客様のニーズをコーディネートする「コンシェルジュ」を配置し、百貨店本来のお客様本意に徹したおもてなしをいたします。具体的には、6月初旬に川崎店と横須賀店において「ロイヤルラウンジ」をオープンし、お客様をきめ細やかなサービスでお迎えいたしております。

グループ事業全体と致しましては、個々の事業の運営、業務の見直しを実行しており、人員削減や新人事制度の実行による諸経費の削減、ノンコア資産の売却や関連グループ会社については必要な人員・資産のみを引き継ぎ清算等の実施をすすめるなど、経営効率の改善に取り組み連結業績の回復に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の連結業績は売上高13,471百万円(前年同四半期比90.9%)、営業利益330百万円(前年同四半期は61百万円の営業損失)、経常利益213百万円(前年同四半期は173百万円の経常損失)、四半期純利益は7,188百万円(前年同四半期は480百万円の四半期純損失)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

百貨店業

中核の百貨店業では、上記に記載のとおり事業再生計画に基づく川崎店等の売却や、同店のお客様ニーズにあった魅力的な店舗づくりを目指した大型テナントの誘致実施、更に横須賀店の1館体制によるローコストオペレーションを目指した店舗運営を実行した結果、売上高は13,470百万円（前年同四半期比92.8%）、営業利益は355百万円（前年同四半期は83百万円の営業損失）となりました。

金融業

金融業は、自社カード（さいか屋AMカード）事業を平成21年3月に外部委託化し、業務を縮小した結果、売上高は8百万円（前年同四半期比10.8%）、営業損失は26百万円（前年同四半期は13百万円の営業利益）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,120百万円増加し、2,694百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,095百万円（前年同四半期は895百万円の支出）の収入となりました。これは主に、たな卸資産の減少額503百万円及び税金等調整前四半期純利益7,152百万円から、債務免除益2,698百万円と有形固定資産売却益4,212百万円等を除いて計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、7,676百万円（前年同四半期比438.7%）の収入となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入7,980百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、7,524百万円（前年同四半期は2,024百万円の使用）の使用となりました。これは主に長期借入金の減少5,108百万円及び社債の償還による支出2,397百万円によるものであります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、当第1四半期会計期間において、あらたな事業上及び財務上の対処すべき課題はございません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、当社は、川崎店及び矢向メディカルビルを売却しております。
 その主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)			
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他 (器具備品)
川崎店 (川崎市川崎区)	百貨店業	店舗	2,308,846		1,204,246 (3)	3,513,093
矢向メディカルビル (横浜市鶴見区)	百貨店業	賃貸ビル	161,359		22,265 (1)	183,624

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
A種優先株式	1,500,000
計	60,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式60,000,000株、A種優先株式1,500,000株であり、合計では61,500,000株となりますが、発行可能株式総数は、60,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,353,142	31,353,142	東京証券取引所 市場第二部	株主として権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
A種優先株式 (当該優先株式は 行使価額修正条 項付新株予約権 付社債券等であ ります。)	1,483,036	1,483,036	非上場	単元株式数は1株であります。
計	32,836,178	32,836,178		

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) A種株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与される。A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合がある。

(2) A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、原則として、取得請求が行使されたA種株式に係る払込金額の総額を、下記の基準額で除して算出される(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て。)。また、基準額は、原則として、下記のとおり、平成27年3月1日以降、毎年1回の頻度で修正される。当初基準額は、原則として、平成26年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額である。但し、当社が、平成26年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。平成27年3月1日から平成49年2月末日までの期間の毎年3月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額が、当初基準額を下回る場合には、基準額は当該金額に修正される。

(3) 上記(2)の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の70%に相当する額を下限とする。但し、一定の調整がある場合を除き、基準額は9円を下回らない。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項について

A種株式には、当社が、平成26年3月1日以降、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭（当該日における分配可能額を限度とする。）を対価としてA種株式を取得することができる取得条項が付されている。なお、平成49年2月末日の翌日において、A種株式の総数に500円を乗じて得られる額を当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えにA種株式の全部を取得することができる取得条項も付されている。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記（注3）A種優先株式の内容5.、7.及び8.をご参照下さい。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種株式)に表示された権利行使に関する事項についての割当先との間の合意の有無

該当事項なし

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の合意の有無

該当事項なし

(3) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(注3) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、平成22年2月末日を含む事業年度から平成24年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、平成24年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額（500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記（2）に定める年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、平成25年3月1日以降、次回年率修正日（以下において定義する。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12か月物）} + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成25年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR（12か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円12か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（12か月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（12か月物）に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。

(2) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種株主は、平成26年3月1日から平成49年2月末日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、平成26年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む、以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が9.0円（以下「最大下限価額」という。）未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。）とする。但し、当社が、平成26年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日（整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年3月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正される。但し、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する額（以下「上限交付価額」という。但し、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）（以下「下限交付価額」という。但し、下記ハに定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額（但し、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額）をもって交付価額とする。

八 交付価額の調整

(a) 当社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(上限交付価額及び下限交付価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)()ないし()の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)()の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)()及び()の場合は0円、下記(b)()の場合は下記(b)()で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式について株式の分割をする場合 調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記()において定義される。以下同じ。))をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。))又は上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。))調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式について株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- () 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。
- () 当社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき、
 - () 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、
 - () その他当社が交付価額の調整を必要と認めるとき、
- (d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。
- (e) 交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当社に対し、平成47年3月1日以降いつでも、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（下記(2)において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、() 当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに() 本第14項又は第16項若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日（以下、本条において「一斉取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。）で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成26年3月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がA種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

9. 取得請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

10. 詳細の決定

上記に記載の条件の範囲内において、A種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

12. 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は1,000株であるのに対し、A種株式は下記14.のとおり当社株主総会における議決権がないため、A種株式については単元株式数は1株とする。

13. 議決権の有無及びその理由

当社は、A種株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種株主は、上記3.記載のとおり、株主総会において議決権を有しない。これは、A種株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成21年12月1日から 平成22年2月28日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年3月1日から 平成22年5月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)		

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておりませんので記載はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年3月31日 (注)1	1,483,036	33,769,038	370,759	3,519,822	370,759	1,568,179
平成22年4月26日 (注)2	-	33,769,038	1,574,531	1,945,290	598,710	969,469
平成22年4月30日 (注)3	932,860	32,836,178	-	1,945,290	-	969,469

(注)1 平成22年3月31日を払込期日とする、第三者割当によるA種優先株式の発行により、発行済株式総数が1,483,036株増加しており、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ370,759千円増加しております。

(注)2 平成22年4月26日付にて、資本金の額1,574,531千円及び資本準備金の額598,710千円をその他資本剰余金に振り替えましたので、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ同額減少しております。

(注)3 平成22年4月30日付無償譲受による普通株式の自己株式932,860株を消却したことにより、発行済株式総数が同数減少しております。

(6) 【大株主の状況】

平成22年5月31日現在の株主名簿を確認した結果、当第1四半期会計期間において、以下のとおり大株主の異動がありました。

大株主に該当することとなった会社等

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成22年5月31日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
マネックス証券 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11番地1号	512	1.56
布沢 宗一郎	愛知県海部郡大治町	337	1.03

大株主に該当しないこととなった会社

株式会社三越 (東京都中央区日本橋室町1丁目4番地1号)

味の素株式会社 (東京都中央区京橋1丁目15番地1号)

株式会社さいか屋(自己株式 神奈川県川崎市川崎区小川町1番地)

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,483,036		「1株式等の状況」「(1)株式の総数等」「発行済株式」の「内容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 123,000		株主として権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,973,000	30,973	同上
単元未満株式	普通株式 257,142		同上 一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	32,836,178		
総株主の議決権		30,973	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式893株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社さいか屋	神奈川県川崎市川崎区 小川町1番地	123,000		123,000	0.37
計		123,000		123,000	0.37

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月
最高(円)	58	94	71
最低(円)	39	43	45

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役執行役員	営業推進本部副本部長 兼 藤沢店長	営業推進本部副本部長 兼 藤 沢店長・町田ジョルナ店長	畠中 真一	平成22年6月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,694,609	1,599,192
受取手形及び売掛金	1,481,997	1,617,674
商品	1,999,621	2,581,576
貯蔵品	59,514	62,389
その他	457,509	1,681,963
貸倒引当金	4,090	6,639
流動資産合計	6,689,162	7,536,156
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	² 10,189,863	² 13,575,407
土地	² 8,071,979	² 9,372,546
リース資産(純額)	23,220	24,768
その他(純額)	118,594	141,874
有形固定資産合計	¹ 18,403,657	¹ 23,114,596
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	333,088	484,321
敷金及び保証金	1,919,508	1,415,883
破産更生債権等	3,926,200	4,172,972
その他	152,192	154,298
貸倒引当金	3,359,682	3,613,138
投資その他の資産合計	2,971,307	2,614,336
固定資産合計	21,485,810	25,833,616
繰延資産	19,827	22,303
資産合計	28,194,801	33,392,076

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,834,815	4,126,712
短期借入金	170,600	422,240
1年内償還予定の社債	450,000	550,000
未払法人税等	12,174	9,922
商品券回収損引当金	542,424	518,393
事業構造改善引当金	702,331	1,285,720
その他	2,572,897	3,460,906
流動負債合計	8,285,243	10,373,895
固定負債		
社債	555,000	2,852,900
長期借入金	15,983,484	24,532,616
退職給付引当金	934,670	1,028,802
その他	971,266	1,053,052
固定負債合計	18,444,420	29,467,371
負債合計	26,729,664	39,841,267
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,945,290	3,149,063
資本剰余金	1,637,078	2,505,662
利益剰余金	2,078,155	12,050,791
自己株式	41,277	41,188
株主資本合計	1,462,937	6,437,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,199	16,704
評価・換算差額等合計	2,199	16,704
少数株主持分	-	4,768
純資産合計	1,465,136	6,449,190
負債純資産合計	28,194,801	33,392,076

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)
売上高	14,815,247	13,471,599
売上原価	11,321,320	10,414,156
売上総利益	3,493,927	3,057,443
販売費及び一般管理費	3,555,850	2,726,508
営業利益又は営業損失 ()	61,923	330,935
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,270	12,441
固定資産受贈益	37,534	-
その他	31,764	19,222
営業外収益合計	96,569	31,663
営業外費用		
支払利息	172,654	119,337
その他	35,471	29,346
営業外費用合計	208,126	148,684
経常利益又は経常損失 ()	173,480	213,914
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	2,711	-
賞与引当金戻入額	57,980	-
固定資産売却益	2,217	4,212,136
投資有価証券売却益	1,482	22,521
債務免除益	-	2,698,852
貸倒引当金戻入額	-	241,284
特別利益合計	64,390	7,174,794
特別損失		
減損損失	-	738
事業構造改善費用	-	210,190
投資有価証券売却損	-	24,810
繰延資産償却損	-	263
商品評価損	68,145	-
早期退職制度費用	73,360	-
シンジケートローン解約損	43,115	-
特別損失合計	184,621	236,003
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	293,710	7,152,706
法人税、住民税及び事業税	10,041	1,840
法人税等調整額	173,890	37,663
法人税等合計	183,931	35,823
少数株主利益	3,122	-
四半期純利益又は四半期純損失 ()	480,765	7,188,529

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	293,710	7,152,706
減価償却費	398,538	254,902
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,184	203,737
商品券回収損引当金の増減額(は減少)	21,442	24,031
賞与引当金の増減額(は減少)	57,707	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	628,148	61,893
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,711	-
受取利息及び受取配当金	27,270	12,441
支払利息	172,654	119,337
投資有価証券売却損益(は益)	1,482	2,288
債務免除益	-	2,698,852
有形固定資産売却損益(は益)	2,217	4,212,136
事業構造改善費用	-	210,190
売上債権の増減額(は増加)	221,495	127,052
たな卸資産の増減額(は増加)	498,295	503,355
仕入債務の増減額(は減少)	337,174	213,662
その他	641,764	223,253
小計	676,577	1,214,394
利息及び配当金の受取額	27,270	12,441
利息の支払額	231,873	117,295
事業構造改善費用の支払額	-	21,268
法人税等の支払額	14,762	6,872
営業活動によるキャッシュ・フロー	895,943	1,095,145
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	429,074
定期預金の払戻による収入	-	454,074
有形固定資産の取得による支出	172,260	64,793
有形固定資産の売却による収入	1,756,300	7,980,239
無形固定資産の取得による支出	-	10,476
投資有価証券の取得による支出	147	3,148
投資有価証券の売却による収入	3,622	172,518
貸付けによる支出	258,747	4,007
貸付金の回収による収入	264,990	4,202
差入保証金の差入による支出	54,271	699,074
差入保証金の回収による収入	210,321	276,512
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,749,807	7,676,973

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,122,800	15,800
長期借入れによる収入	4,859,350	5,187,406
長期借入金の返済による支出	6,760,370	10,296,169
社債の償還による支出	1,234,300	2,397,900
その他	12,344	1,713
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,024,864	7,524,175
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,171,000	1,247,943
現金及び現金同等物の期首残高	3,115,023	1,574,192
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	127,525
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,944,023	2,694,609

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社彩友計算センター及び株式会社彩美は重要性が低下したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 2社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間未までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積は原価比例法)を適用しております。なお、この変更による損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
四半期連結貸借対照表関係	前第1四半期連結会計期間において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「破産更生債権等」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。 なお、前第1四半期連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「破産更生債権等」は160,714千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化が無いと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積を考慮した予算を策定しているため、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は17,142,242千円です。	1 有形固定資産の減価償却累計額は29,394,824千円です。
2 担保資産 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。	2 担保資産
建物及び構築物 8,420,374千円	建物及び構築物 10,748,774千円
土地 8,234,942千円	土地 9,512,454千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売費 314,839千円	販売費 290,349千円
宣伝費 298,824千円	宣伝費 285,446千円
給料手当 1,004,471千円	給料手当 710,156千円
退職給付費用 67,079千円	退職給付費用 47,193千円
地代・家賃 618,902千円	地代・家賃 461,703千円
減価償却費 366,802千円	減価償却費 223,431千円
貸倒引当金繰入額 13,084千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日現在)
現金及び預金勘定 2,155,423千円	現金及び預金勘定 2,694,609千円
預入期間が3ヶ月を超える定期	預入期間が3ヶ月を超える定期
預金 211,400千円	預金 -千円
現金及び現金同等物 1,944,023千円	現金及び現金同等物 2,694,609千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	31,353,142株
A種優先株式	1,483,036株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	123,893株
------	----------

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年3月31日を払込期日とする、第三者割当によるA種優先株式の発行に伴い、資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ370,759千円増加しております。また、平成22年4月26日付にて、資本金の額1,574,531千円及び資本準備金の額598,710千円をその他資本剰余金に振り替えましたので、資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ同額減少しております。この結果、当第1四半期連結会計期間末において資本金の額が1,945,290千円、資本準備金の額が969,469千円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)					
	百貨店業 (千円)	金融業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	14,502,964	9,331	302,952	14,815,247	-	14,815,247
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	13,284	73,294	129,929	216,508	216,508	-
計	14,516,248	82,625	432,882	15,031,755	216,508	14,815,247
営業利益又は営業損失 ()	83,215	13,023	7,466	62,726	802	61,923

(注) 1. 事業区分は、日本標準産業分類によって小売業、金融業、その他の事業に区分しております。

2. 各事業の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売及び店舗ビルの賃貸
(2) 金融業.....クレジット業務受託業、ファイナンス業
(3) その他の事業.....宣伝広告代理店業及び情報処理サービス業

	当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)				
	百貨店業 (千円)	金融業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	13,469,129	2,470	13,471,599	-	13,471,599
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,475	6,449	7,924	7,924	-
計	13,470,604	8,919	13,479,523	7,924	13,471,599
営業利益又は営業損失 ()	355,175	26,807	328,367	2,567	330,935

(注) 1. 事業区分は、日本標準産業分類によって小売業、金融業に区分しております。

2. 前第1四半期連結累計期間において、その他の事業を行っていた連結子会社を当第1四半期連結累計期間において連結の範囲から除外したことから、その他の事業はなくなっております。

3. 各事業の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売及び店舗ビルの賃貸
(2) 金融業.....クレジット業務受託業、ファイナンス業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年5月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年5月31日)

デリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 5 月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 2 月28日)
1 株当たり純資産額 23.17円 1 株当たり純資産額については、期末純資産額から「期末優先株式数×500円」を控除した金額を期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して計算しております。	1 株当たり純資産額 202.89円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額

前第 1 四半期連結累計期間 (自平成21年 3 月 1 日 至平成21年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成22年 3 月 1 日 至平成22年 5 月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 14.94円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1 株当たり四半期純利益金額 228.07円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 157.77円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自平成21年 3 月 1 日 至平成21年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成22年 3 月 1 日 至平成22年 5 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	480,765	7,188,529
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	480,765	7,188,529
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,172	31,519
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	14,043
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 1 四半期連結会計期間(自平成22年 3 月 1 日 至平成22年 5 月31日)

著しい変動がないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月13日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小森 幹夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永澤 宏一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 礼子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月12日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小森 幹夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永澤 宏一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 礼子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。